

学校生活についての決まり(校則)

【基本的な生活のルール】

- 1 朝8時30分までに登校する。
- 2 登校後は下校時まで無断外出しない。
- 3 水筒の持参は認める。(原則はお茶とし、夏期はスポーツ飲料も可とする。)
- 4 給食のない日の昼食は弁当持参とする。
- 5 下校時刻は厳守する。(下校時刻は別に定める。)
- 6 登下校は決められた通学路を通り、寄り道、買い食いなどをしない。
- 7 登下校の際の自転車通学は、ヘルメット着用条件のもとに許可されたものだけに限る。
- 8 「時間を守る」「あいさつをする」「清掃をしっかりする」を心がける。

【自転車通学規則】

- 1 交通規則を守る。
- 2 学校で指定した通学路を通る。
- 3 登下校に際して、ヘルメットを正しく着用する。
- 4 自転車の整備を常に行う。危険な改造はしない。
- 5 前車輪の泥よけに必ず住所、氏名を明記し、後車輪の泥よけに登録シールを必ず貼る。
- 6 自転車通学は「自転車通学届・誓約書」を提出した生徒のみ認める。

【許可地域】

- ・銘城台 ・郷之口(贅田も含む) ・南 ・立川(平岡、宮の本を除く)
- ・岩山(長山、丸山、隠谷) ・緑苑坂 ・禅定寺 ・湯屋谷

【許可する自転車】 車種は次のような標準実用車のみを許可する。

- 1 チェーンカバーのあるもの。
- 2 前照灯のついているもの。
- 3 ドロップハンドルは禁止する。
※両足スタンドが望ましい。
※カバンを乗せるため安定した荷台があることが望ましい。

【服装・頭髪・持ち物】

- 1 男女ともブレザーは学校で定められたものとし、学校で定めた名札を縫いつける。
- 2 男女ともズボンは学校で定められた標準型とし、ベルトを着用する。(ずらして着用しない。)
- 3 女子のスカートの丈は膝が隠れる程度とする。(短くしないこと。)
- 4 ポロシャツは学校で定めた白地でネームが入っているものとする。
- 5 冬期は学校指定の防寒着を着用してもよいが、校内では着用しない。また、ブレザーを脱ぐときは、学校指定のポロシャツとする。
- 6 冬期は学校指定のセーター類を着用してもよい。(登下校時にはブレザーを着用すること。) 女子生徒のタイツの着用を認める。ただし、無地の黒・紺色のみに限る。
- 7 制服及び体操服の加工は認めない。
- 8 靴下の色は、白・紺・黒とする。
- 9 下靴はひも付き運動靴とし、上靴、下靴、体育館シューズの区別をつける。
- 10 頭髪の脱色、着色、パーマ及びピアス等の装飾品は禁止とする。
- 11 カバンは学校で定めたスポーツバッグとする。
- 12 学習及び部活動に必要なもの以外(携帯電話、ゲーム、漫画、現金など)は持ってこない。(もし、持ってきた場合は学校で保管する。)
- 13 中学生として自覚ある身なりや行動に心がけること。